

# 住宅借入金等特別税額控除申告書の書き方

## 確定申告書を提出しない人の場合

**住宅借入金等の年末残高を記入してください。**

※金額がわかるものがない場合は、年末調整時に会社に提出した「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」に添付した「住宅借入金等年末残高証明」に記載されているので、会社に確認してください。

平成19年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 安城市桜町18-23	氏名 (フリガナ) アンジョウ タロウ (姓) 安城 太郎			
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与	5,000,000	2,460,000	2,420,000	0
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の控除の額	障害者の控除の額	社会保険料等の金額
○	1	1	550,000	50,000
○				50,000
○				52,000
○				250,000
○				円
妻 花子 子 一郎 一郎	居住開始年月日	H17.10.23	受給者生年月日	明大昭平年 月 日
19			35	1 20
住所(居所)又は所在地	安城市〇〇町〇〇			
氏名又は名称	〇〇商事(株)			

申告書は「本人控」を除く2枚に源泉徴収票を添えて市役所に提出してください。押印もお忘れなく。

※源泉徴収票の原本を必ず添付してください。

## 平成20年度分 市町村民税 道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書 (給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用)

受付印	現住所	安城市桜町18-23	整理番号
	1月1日の住所	同上	電話番号
安城市町村民税	住宅借入金等特別控除の対象となる物件の所在地	同上	0566-76-1111
提出年月日	フリガナ	アンジョウ タロウ	生年月日
平成20年1月31日	氏名	安城 太郎	明大昭平 40.1.15

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に取得等し、居住の用に供したものに限り】

住宅借入金等の年末残高合計額(注1)	新築又は購入	25,000,000 円
	増改築等	円

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

(単位:円)

前年分の所得税の住宅借入金等特別控除可能額	①	250,000
前年分の給与所得控除後の給与等の金額	②	3,460,000
前年分の所得控除の合計額	③	2,420,000
前年分の所得税の課税総所得金額	④	7,040,000
④に対する課税総所得相当額	⑤	104,000
租税条約実施特例法における利息・配当	⑥	⑤の金額をおろす
⑤+⑥	⑦	104,000
前年分の所得税額(税額控除前)	⑧	52,000
①と⑦のいずれか少ない方の金額	⑨	104,000
市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額(⑨-⑧)	⑩	52,000
市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額(⑩×3/5)	⑪	31,200
道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額(⑩×2/5)	⑫	20,800

千円未満切捨

改正前の税率で計算 ④1,040,000×10%=⑤104,000

改正前の所得税の税額即算表

④の金額	計算式
1,000 円から 3,300,000 円まで	④×10%
3,301,000 円から 9,000,000 円まで	④×20% - 330,000円
9,001,000 円から 18,000,000 円まで	④×30% - 1,230,000円
18,001,000 円以上	④×37% - 2,490,000円

改正後の税率で計算 ④1,040,000×5%=⑧52,000

改正後の所得税の税額即算表

④の金額	計算式
1,000 円から 1,950,000 円まで	④×5%
1,951,000 円から 3,300,000 円まで	④×10% - 97,500円
3,301,000 円から 6,950,000 円まで	④×20% - 427,500円
6,951,000 円から 9,000,000 円まで	④×23% - 636,000円
9,001,000 円から 18,000,000 円まで	④×33% - 1,536,000円
18,001,000 円以上	④×40% - 2,796,000円

⑩の金額がプラスになる方は、住民税の住宅ローン控除の対象となります。申告書の提出をお願いします。